［第23回 令和元年お台場夏祭り］

**（Ⅰ）\_②**

**運 営 規 約**

**１　目　　的**

この規約はお台場夏祭りの実施にあたり、お台場地域に居住し、将来を担う子供たちをはじめ、地域を支える住民、この地区に勤務する方、及び過去に居住した人々のふるさと帰郷等の、地元愛を育みふれあいの場を、つくることを目指した運営規約とする。

**２　実行委員会及び準備委員会の設置**

お台場夏祭りを円滑に実施・運営するため、実行委員会を設置する。また、必要に応じて、準備委員会を設置する。

**３　実行委員会及び準備委員会の委員**

実行委員会及び準備委員会の委員は、お台場地域住民と企業等の代表者、及び実行委員会が必要と認めた者とする。

**４　実行委員の選出、選任**

実行委員は、お台場地域住民及び企業の方々へ広く公募すると共に、前年度実行委員の推薦にて選出し、全体会で選任・決定する。

**５　実行委員会役員及び担当委員の選任**

実行委員会役員は、委員長・副委員長・会計・会計監査・顧問とする。役員及び各担当委員は、実行委員の中から互選により選任し、全体会で承認を得る。その他、委員長は、実行委員会の運営に支障をきたさぬよう、適宜、必要な実行体制を整えることができる。

**６　任　　期**

役員及び各担当委員の任期は、お台場夏祭りを実施・運営する期間とし、当該年度（４月から翌年３月まで）の１年間とする。

**７　事務局の設置**

お台場夏祭りの統括事務を執り行うため、港区立台場区民センター内に事務局を設置する。事務局は、実行委員会の指揮・監督の下、適正に事務を遂行することとする。

**８　その他**

運営規約・ルールに従わず生じた事故に関しましては、自己の責任において一切の処理をするものとします。

この規約に定めのない事項は、実行委員会で協議のうえ決定する。

（注）この規約は、令和元年5月24日から施行する。